

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

淡路広域水道企業団より大切なお知らせ

水道法の改正により
2019年10月1日から
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になります

- 指定の有効期限が従来の無期限から 5年間となります。
- ※ 現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります。
- 淡路広域水道企業団の指定工事事業者様は、令和 3 年度から更新の手続きが必要となります。
- 更新の時期が近づいてきた時点で、対象となる事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知いたします。